

カンボジア王国

国民・信仰・国王

3

労働職業訓練省

第 249号 K. B/PK

プノンペン首都、2013年9月23日

移住労働予定者の異議申立て受理のメカニズムに関する省令

労働職業訓練省大臣は、

- －カンボジア王国の憲法に基づき；
- －カンボジア王国の王国政府の任命に関する2008年9月25日付けの勅令第NS/RKT/0908/105に基づき；
- －閣僚評議会の組織及び機能に関する法律を公布した1994年7月20日付けの勅令第02/NS/94号に基づき；
- －労働職業訓練省の設置に関する法律を公布した2005年1月17日付けの勅令第NS/RKT/0105/003号に基づき；
- －労働職業訓練省の組織及び機能に関する2005年4月1日付けの政令第52号に基づき；
- －民間人材派遣会社を通じたカンボジア人労働者の海外派遣の管理に関する2011年8月11日付けの政令第190号に基づき；
- －省庁の必要性に応じて；

以下を決定する。

第 1 条：

移住労働予定者に関する異議申立ての受理及び解決部は、労働職業訓練省の職業及び労働局及び州労働職業訓練局内において設置されるものとする。

職業及び労働局及び首都・州労働職業訓練局は、各案件の必要性に応じて、解決、和解又は管轄機関への異議申し立てを送付するための助言、協力を得るために、関連者を招待することができる。

第 2 条：

カンボジア王国では、移住労働予定者に関する全ての異議申立ては、Building No. 3, Russian Blvd, Sangkat Teok La'ok 1, Khan Toul Kork, Phnom Penh所在の労働職業訓練省の職業及び労働局又は各州の州労働職業訓練局に提出するものとする。

第 3 条：

移住労働予定者に関する異議申立ては、現行の法律、規則及び手続に基づいて口頭又はその他の方法若しくは書面による申し立てとすることができる。異議申し立ての内容は、以下に掲げる必要事項を含むものとする。

- 異議申し立ての目的
- 申立人の名前及び住所
- 被申立人の名前及び住所
- 異議申し立ての理由及び背景
- 事件の日付及び場所
- 請求金額（ある場合）

全ての異議申し立ては、サポート書類及びその他の証明書類（ある場合）を有するものとする。

第 4 条：

書面による異議申し立てを受け取った後、10 営業日以内に、職業及び労働局又は各州労働職業訓練局は、手続きに従って紛争を適切に解決するために、各係争当事者に対し、必要な情報と証拠を提供するよう招待状を作成することによって、事件を解決するための措置を講じるものとする。

書面によらない全ての異議申し立てについて、職業及び労働局又は各州労働職業訓練局は、手続きに基づいて直ちに処理するものとする。

第 5 条：

申立人又はその代理人が招待状を受け取ったにもかかわらず、情報を提供せずに期限までに職業及び労働局又は州労働職業訓練局に対して追加情報提供のために、正当な理由について通知されることなく指定通りに2回出頭しない場合、異議申し立ては無効とみなすものとする。

各回の通知期間は、通知書受領日から3日間を超えてはならない。

被申立人又はその代理人が招待状を受け取ったにもかかわらず、正当な理由について通知されることなく指定通りに2回出頭しない場合、当該事件は和解されないものとし、被申立人が主張通りに過失があるものとみなすものとする。

解決担当官は、無効とみなされた異議申し立て又は主張通りに過失があることについて直ち

翻訳についてのお問い合わせ先：GHR法律事務所 弁護士 内藤裕二郎 naito.yujiro@ghrs.law
に各当事者に対して通知するものとする。

申立人及び被申立人は、通知書を受け取った日から 3 日以内に職業及び労働局又は州労働職業訓練局に対して最終的に返答することができ、労働職業訓練省は手続きに従って処理しなければならない。

第 6 条：

両当事者からの依頼により、第三者は紛争当事者に同行又は代理することができる。当該第三者は決定権を有する成人であるものとする。

第 7 条：

全ての紛争解決については、解決又は不解決の合意について明確に証明する議事録を有するものとする。議事録は、紛争を直接解決した担当官及び両当事者より署名されるものとする。議事録のコピーは、全ての当事者に引き渡されるものとする。

第 8 条：

職業及び労働局又は州労働職業訓練局の紛争解決担当官の面前で締結された全ての合意は法的拘束力を有するものとする。解決又は不解決の全ての合意は、紛争解決担当官の面前で締結されるものとする。

第 9 条：

州労働職業訓練局が全力を尽くして20 営業日以内に紛争を解決できない場合、当該事件を職業及び労働局に送付するものとし、手順に従って処理及び解決されるものとする。

職業及び労働局において30営業日以内に当該事件が解決できない場合、職業及び労働局の紛争解決担当官は全ての当事者に対し、事件が解決できなかったことを通告し、当該通告書を紛争解決担当官と係争当事者より署名される正式記録において含むものとする。紛争解決担当官は、各当事者に両当事者の権利と現行の法的手続きについて通知するものとする。

受理した紛争又は事件が海外に発生した場合、当該国の実際の事情により紛争解決の期間が延長されることがある。

第 10 条：

海外における全ての異議申し立ては、受け入れ国における民間人材派遣会社の常駐、受け入れ国におけるカンボジア王国大使館又は領事及び各国の管轄当局にて付託することができる。受け入れ国における民間人材派遣会社の常駐者は、受け入れ国におけるカンボジア王国大使

翻訳についてのお問い合わせ先：GHR法律事務所 弁護士 内藤裕二郎 naito.yujiro@ghrs.law
館又は領事及び各国の管轄当局にて正確にかつ適時異議申し立てを付託できるために、労働者本人に協力し、サポートするものとする。

第 11 条：

官房局長、行政及び財務総局総局長、労働総局局長、教育職業訓練総局総局長、監察総監の総監察官、省庁下の各機関、及び民間人材派遣会社は、署名日から本省令を効率的に執行するものとする。

大臣

Vong Sot

配布先：

- 首相官房局
- 副首相官房局
- 閣僚評議会
- 外務国際協力省
- 内務省
- 経済財政省
- 各首都・州役所
“情報共有のため”
- 第13条の通り “執行のため”
- 文書管理。